

国自整第 1 2 7 号の 2
平成 1 8 年 3 月 2 日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部
整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

自動車分解整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 8 年 3 月 2 日付け国自整第 1 2 6 号の 2）において示されたところですが、その細部取扱いを別添のように定め、地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、お知らせします。

別添

国自整第 1 2 7 号
平成 1 8 年 3 月 2 日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長）あて

自動車交通局技術安全部整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

自動車分解整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 8 年 3 月 2 日付け国自整第 1 2 6 号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成 1 8 年 4 月 1 日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。

記

1 用語の定義

この通達で用いる用語については、処分基準通達に定めるところによるものとする。

2 「1 通則」関係

- (1) 「1 通則」(1)の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添 1（認証の事業の停止命令の例）又は別添 2（認証の取消しの例）を参考とするものとする。また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添 3（認証の警告書の例）又は別添 4（改善命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。
- (2) 「1 通則」(1)の保安基準適合証等の交付の停止命令又は指定の取消しを行うときは、別添 5（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止命令の例）又は別添 6（指定の取消しの例）を参考とするものとする。また、指定事業者の文書警告又は是正命令を行うときは、別添 7（指定の警告書の例）又は別添 8（是正命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、是正命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、指

定の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。

- (3) 「1 通則」(1)の自動車検査員の文書警告又は解任命令を行うときは、別添 9（検査員の警告書の例）又は別添 10（解任命令書の例）を参考とするものとする。
- (4) 「1 通則」(1)の優良認定事業者の文書警告又は優良認定の取消しを行うときは、別添 11（優良認定の警告書の例）又は別添 12（優良認定の取消しの例）を参考とするものとする。
- (5) 運輸支局管内全ての事業場について、事業の停止命令又は保安基準適合証等の交付の停止命令を行うときは、別添 13（認証の全事業場の停止命令の例）又は別添 14（保安基準適合証及び保安基準適合標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例）を参考とするものとする。
- (6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告については、認証事業者の当該事業場の違反点数の合計点数が1点～5点の場合は口頭注意とし、6点～9点を地方運輸局長による文書警告とする。また、指定事業者の当該事業場の違反点数の合計点数が1点～9点の場合は口頭注意とし、10点～19点を地方運輸局長による文書警告とする。さらに、優良認定事業者の場合は、1点～9点を口頭注意とし、10点～89点を地方運輸局長による文書警告とする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）による文書警告とすることができるものとする。
- (7) 「1 通則」(1)の口頭注意は、事業者監査において、監査担当者から整備事業者に対して行うこととする。
- (8) 「1 通則」(2)の行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数は、認証事業者については別表1に、指定事業者については別表2に、優良認定事業者については別表3に定める。
- (9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重又は軽減は、次によるものとする。
 - ① 法令違反の内容について社会的影響が大きい場合には、違反点数の合計を2倍に加重することができるものとする。
 - ② 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)に該当しないときであって、違反行為を自主申告し、当該違反事項の改善が可能な場合には、違反点数の合計を2分の1に減ずることができるものとする。ただし、違反行為に起因する重大な事故が発生した場合又は違反行為が故意と認められる場合は、この限りでない。
- (10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会は、自動車技術安全部長、自動車技術安全部次長、担当課職員等により地方運輸局の組織（体制）に応じて構成するものとし、その設置要領については地方運輸局において作成するものとする。

3 「2 違反点数の取扱い」関係

- (1) 「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱う

こととする。

- ① 「3 認証事業者の行政処分」(1)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
 - ② 「4 指定事業者の行政処分」(1)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
 - ③ 認証又は指定の取消し（廃止）があったときは、当該事業場に係る累積点数は、①及び②により消滅するときまで、又は、違反事実を確認した最終監査日から2年を経過するときまで、当該事業者に累計するものとする。
 - ④ 認証事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人は、相続、合併又は分割前の事業場の累積点数（認証事業者に係るものに限る。）を承継するものとする。
 - ⑤ 認証事業者が事業を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人の事業場の累積点数（認証事業者に係るものに限る。）を承継するものとする。
- (2) 「2 違反点数の取扱い」(1)①の違反点数の適用に当たっては、別表1～3に関し、以下のとおり取り扱うこととする。
- ① 違反事項について、該当する具体的違反事例が複数あるときは、そのうちの最も違反点数の高いものを適用する。
 - ② 備考欄に記載のある場合は、①にかかわらず、備考欄を適用する。
- (3) 「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

- (1) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4と同様とする。
- なお、以下の場合も含むものとする。
- ① 点検整備及び検査を実施せず（一部未実施を含む。）に保安基準適合証を交付した自動車当該未実施に起因する重大な事故を起こした場合
 - ② 保安基準不適合状態のままで保安基準適合証を交付した自動車保安基準不適合状態に起因する重大な事故を起こした場合
- (2) (1)でいう「重大な事故」とは、車両火災・死亡事故等の社会的影響が大きい事故をいう。

- (3) 「4 指定事業者の行政処分」(3)②(不正改造状態は除く。)、③及び④(車台番号及び原動機型式の場合は除く。)については、当該車両が事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合、1台のみの違反であれば、文書警告とすることができるものとする。
- (4) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。

6 「6 その他」関係

改善報告は、事業者に対して、改善状況について処分終了日から1ヶ月以内に報告するよう指導するものとする。

